

埼玉県社会人サッカーリーグ（1部・2部・3部） 競技要項

1. 本年度（公財）日本サッカー協会のサッカー競技規則による。
2. リーグ戦方式
 - (1) 1部リーグは、前期リーグとして12チーム1回戦総当たりを行い、その結果に基づき、後期リーグとして上位6チーム、下位6チームに分かれて総当たりを行う。なお、順位決定にあたっては、前期リーグの結果は持ち越さず、後期リーグの結果とする。
 - (2) 2部リーグは、Aブロック・Bブロック各9チーム。2回戦総当たりを行う。
 - (3) 3部リーグは、東部10チーム、西部12チーム、南部12チーム、北部~~1~~**10**チームで1回戦総当たりを行う。
3. 競技時間
90分（45－45）とする。インターバルは15分とする。
4. 各リーグの登録人数は15名以上が望ましい。
5. ベンチには、メンバー表に記載された監督1名、役員5名、交代選手7名の計13名以外のものは入ることができない。選手の交替は、メンバー表に記載した7名以内の中から5名まで交替が認められる。
6. 大会形式
チームが試合時間に遅れた場合は、いかなる理由があろうとも不戦敗扱いとする。試合開始の最少人数は7名とする。但し、途中の退場処分や負傷によるフィールドへの復帰が不可能で競技者が7名未満となった場合、試合は中止され当該チームは不戦敗となる。
7. 外国籍選手は、1チーム5名までエントリーすることができ、また試合に同時に出場できるのは3名までとする。なお、日本で義務教育を受けた選手1名を（公財）日本サッカー協会に申請し、外国籍扱いしない登録選手にすることができる。外国籍の選手は就労または就学ビザ取得者に限り、（公財）日本サッカー協会に外国人登録を行った上登録できる。
8. （公財）日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手の移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることが出来る。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。但し、適用対象となる選手の年齢は第2種年代のみとし、同一「クラブ」内の2種登録チームから選手を参加させることが出来る。第1種・シニアの年代の選手は適用対象外とし、対象の2種登録選手のエントリー及び試合の同時出場を3名まで認める。
9. 退場による出場停止
本リーグ戦中に退場を命じられた選手は、次の公式戦1試合の出場を自動的に停止する。以降の処分については、埼玉県社会人サッカー連盟のフェアプレー規律委員会が決定する。

10. 警告による出場停止

~~警告の累積が3回となった選手は、次節のリーグ戦1試合の出場を自動的に停止する。なお、累積数により出場停止は加算される。また累積された警告は本リーグ戦の終了時をもって効力を失う。~~

警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。また累積された警告は本リーグ戦の終了時をもって効力を失う。

- (1) 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合、警告の累積が2回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
- (2) 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会の場合、警告の累積が3回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

当該競技会で警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする。

11. リーグ戦の採点方法

- (1) 勝ち（3点）、引分け（1点）、負け（0点）とする。
- (2) 勝点が同点の場合は、得失点差の多いチームを上位とする。
- (3) 得失点差が同点の場合は、総得点の多いチームを上位とする。
- (4) 総得点が同点の場合は、対戦成績で勝利したチームを上位とする。
- (5) 対戦成績が引分けの場合は、プレーオフを行う。
- (6) 棄権試合の場合は、0-5とする。（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする。）

12. マネージャーズミーティングの実施及びメンバー表の提出について

試合開始前70分前にマネージャーズミーティングを実施する。メンバー表4部、登録選手一覧及びユニフォームのチェック、その他運営方法の確認等を行う。ユニフォームのチェックは、写真でも可とするが、審判から求められた場合はユニフォームを持参すること。

13. ユニフォームについて

埼玉県社会人サッカー連盟ユニフォーム規程のとおりとする。

14. その他

主催者は、参加者の負傷、疾病の応急処置以外、一切の責任を負わない。なお、参加者は健康保険証を持参し、スポーツ障害保険に加入していること。

附 則 ~~本要項は、令和5年4月1日より実施する。~~

本要項は、令和6年4月1日より実施する。